

兵庫県公報

平成30年 1月12日 金曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

人事委員会規則	ページ
○ 公立学校教育職員等の給与に関する規則の一部を改正する規則	1

公布された法令のあらまし

●公立学校教育職員等の給与に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会規則第2号）

職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定に伴い、公立学校教育職員等の給与に関する規則で定めることとされている事項について、所要の改正を行うこととした。

人事委員会規則

公立学校教育職員等の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 1月12日

兵庫県人事委員会

委員長 太田 和成

兵庫県人事委員会規則第2号

公立学校教育職員等の給与に関する規則の一部を改正する規則

公立学校教育職員等の給与に関する規則（昭和35年兵庫県人事委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（平成29年度における給料の調整額の特例）

10 平成29年度に限り、第19条の4第1項の職員に係る別表第14に規定する額については、同表の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる職員及び中欄に掲げる職務の級の区分に応じ、同表の右欄に掲げる額とする。

第19条の4第1項第1号の職員	1 級	9,000円。ただし、1号給7,069円、2号給7,137円、3号給7,204円、4号給7,272円、5号給7,348円、6号給7,434円、7号給7,515円、8号給7,596円、9号給7,677円、10号給7,771円、11号給7,861円、12号給7,951円、13号給8,041円、14号給8,140円、15号給8,239円、16号給8,338円、17号給8,442円、18号給8,559円、19号給8,671円、20号給8,784円、21号給8,896円、22号給8,973円
	2 級	11,100円。ただし、1号給7,785円、2号給7,879円、3号給7,974円、4号給8,073円、5号給8,163円、6号給8,262円、7号給8,361円、8号給8,460円、9号給8,563円、10号給8,689円、11号給8,811円、12号給8,932円、13号給9,063円、14号給9,139円、15号給9,216円、16号給9,292円、17号給9,373円、18号給9,450円、19号給9,526円、20号給9,598円、21号給9,679円、22号給9,765円、23号給9,850円、24号給9,936円、25号給10,012円、26号給10,102円、

		27号給10,192円、28号給10,282円、29号給10,368円、 30号給10,489円、31号給10,611円、32号給10,732円、 33号給10,849円、34号給10,975円、35号給11,092円
	3 級	11,600円
	4 級	12,200円
	5 級	13,100円
第19条の4第1項第2号 の職員	1 級	8,400円。ただし、1号給7,069円、2号給7,137円、 3号給7,204円、4号給7,272円、5号給7,348円、 6号給7,434円、7号給7,515円、8号給7,596円、 9号給7,677円、10号給7,771円、11号給7,861円、 12号給7,951円、13号給8,041円、14号給8,140円、 15号給8,239円、16号給8,338円
	2 級	11,000円。ただし、1号給7,785円、2号給7,879円、 3号給7,974円、4号給8,073円、5号給8,163円、 6号給8,262円、7号給8,361円、8号給8,460円、 9号給8,563円、10号給8,689円、11号給8,811円、 12号給8,932円、13号給9,063円、14号給9,139円、 15号給9,216円、16号給9,292円、17号給9,373円、 18号給9,450円、19号給9,526円、20号給9,598円、 21号給9,679円、22号給9,765円、23号給9,850円、 24号給9,936円、25号給10,012円、26号給10,102円、 27号給10,192円、28号給10,282円、29号給10,368円、 30号給10,489円、31号給10,611円、32号給10,732円、 33号給10,849円、34号給10,975円
	3 級	11,400円
	4 級	11,800円
	5 級	12,700円

別表第14第19条の4第1項第1号の職員の款1級の項及び2級の項を次のように改める。

1 級	9,000円。ただし、1号給7,033円、2号給7,101円、 3号給7,168円、4号給7,236円、5号給7,312円、 6号給7,398円、7号給7,479円、8号給7,560円、 9号給7,641円、10号給7,735円、11号給7,825円、 12号給7,915円、13号給8,005円、14号給8,104円、 15号給8,203円、16号給8,302円、17号給8,406円、 18号給8,523円、19号給8,635円、20号給8,748円、 21号給8,860円、22号給8,937円
2 級	11,100円。ただし、1号給7,749円、2号給7,843円、 3号給7,938円、4号給8,037円、5号給8,127円、 6号給8,226円、7号給8,325円、8号給8,424円、 9号給8,527円、10号給8,653円、11号給8,775円、 12号給8,896円、13号給9,027円、14号給9,103円、 15号給9,180円、16号給9,256円、17号給9,337円、 18号給9,414円、19号給9,490円、20号給9,562円、

	21号給9,643円、22号給9,729円、23号給9,814円、 24号給9,900円、25号給9,976円、26号給10,066円、 27号給10,156円、28号給10,246円、29号給10,332円、 30号給10,453円、31号給10,575円、32号給10,696円、 33号給10,813円、34号給10,939円、35号給11,056円
--	--

別表第14第19条の4第1項第2号の職員の款1級の項及び2級の項を次のように改める。

1 級	8,400円。ただし、1号給7,033円、2号給7,101円、 3号給7,168円、4号給7,236円、5号給7,312円、 6号給7,398円、7号給7,479円、8号給7,560円、 9号給7,641円、10号給7,735円、11号給7,825円、 12号給7,915円、13号給8,005円、14号給8,104円、 15号給8,203円、16号給8,302円
2 級	11,000円。ただし、1号給7,749円、2号給7,843円、 3号給7,938円、4号給8,037円、5号給8,127円、 6号給8,226円、7号給8,325円、8号給8,424円、 9号給8,527円、10号給8,653円、11号給8,775円、 12号給8,896円、13号給9,027円、14号給9,103円、 15号給9,180円、16号給9,256円、17号給9,337円、 18号給9,414円、19号給9,490円、20号給9,562円、 21号給9,643円、22号給9,729円、23号給9,814円、 24号給9,900円、25号給9,976円、26号給10,066円、 27号給10,156円、28号給10,246円、29号給10,332円、 30号給10,453円、31号給10,575円、32号給10,696円、 33号給10,813円、34号給10,939円

別表第15の2昇格後の号給の欄中

「		「
74		73
74		74
74		74
74		74
74		74
75		74
75		74
75		75
75		75
75		75
76		75
76		75
76	を	75
		に改める。

76
76
77
77
77
77
77
77
77
77
77
77
78
78

76
76
76
76
76
76
77
77
77
77
77
77
77
77

別表第15の3昇格後の号給の欄中

66
66
66
66
66
66
66
67
67

を

65
66
66
66
66
66
66
66
66

に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の公立学校教育職員等の給与に関する規則（以下「改正後の教員給与規則」という。）の規定は、平成29年4月1日から適用する。
(経過措置)
- 3 平成29年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の教員給与規則の規定による号給が改正前の公立学校教育職員等の給与に関する規則（以下「改正前の教員給与規則」という。）の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の教員給与規則の規定にかかわらず、改正前の教員給与規則の規定による号給とするものとする。
- 4 この規則の施行の日から平成30年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、

なお従前の例によることができる。